



# 佐賀県公報

平成18年  
6月16日  
(金曜日)  
第 12767号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年六月十六日

佐賀県知事 古川康

告  
目  
示  
次

(○印は、県例規集に登載するもの)

- 公 告**

  - 都市計画事業変更の認可 (四一・まちづくり推進課)
  - 道路の区域の変更 (四一二・道路課)
  - 唐津港における国際港湾施設に係る制限区域の設定 (四一四・港湾課)
  - 大規模小売店舗の変更に関する公示 (四一三・〃)
  - 土地改良区役員の退任届
  - 土地改良区役員の就任届
  - 県営兵庫北部地区土地改良事業計画変更決定 (商工課)
  - 唐津市営本門地区土地改良事業施行決定 (農地整備課)
  - 県営半田地区土地改良事業の工事完了 (四)
  - 県営長倉地区土地改良事業の工事完了 (四)
  - 県営岸岳地区土地改良事業の工事完了 (四)
  - 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (四)
  - 鷹島肥前線道路改良工事に係る特定建設工事共同企業体による条  
件付一般競争入札 (道 路 課)
  - 神埼市道広瀬倉谷線地方道路交付金工事に係る公募型指名競争入札 (道 路 課)

◎佐賀県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十六日から平成十八年七月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十六日

平成十八年六月十六日

佐賀県知事 古川康

| 県道<br>線<br>西与賀佐賀 | 県道<br>西与賀佐賀 | 道路の種類<br>及び路線名 | 道路の種類<br>及び路線名 |
|------------------|-------------|----------------|----------------|
| 前                | 後           | 区間             | 道路の区域          |
| 一一・三             | 一六・〇        | 二〇・〇           | 変更前            |
| 六・五              | 一一・三        | 一六・〇           | 幅員             |
| 五五一・三            | 五四九・〇       | メートル           | 延長             |

平成十八年六月十六日

佐賀県知事 古川康

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十六日から平成十八年七月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

| 県道<br>西与賀佐賀       | 区間              | 道路の区域 | 区域  |
|-------------------|-----------------|-------|-----|
| 佐賀市光二丁目八〇一一番三地先から | 佐賀市光二丁目八〇一一番三地先 | 一六・〇  | 変更前 |
| 佐賀市光二丁目八五九番五三地先まで | 佐賀市光二丁目八五九番五三地先 | 一一・二  | 幅員  |
| 佐賀市光二丁目八五九番五三地先まで | 佐賀市光二丁目八五九番五三地先 | 三九四・〇 | 延長  |

### ●佐賀県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十六日から平成十八年七月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十六日

唐津港港湾管理者  
佐賀県知事 古川康

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第六十五条第二項の規定に基づき、制限区域を別図のとおり設定する。

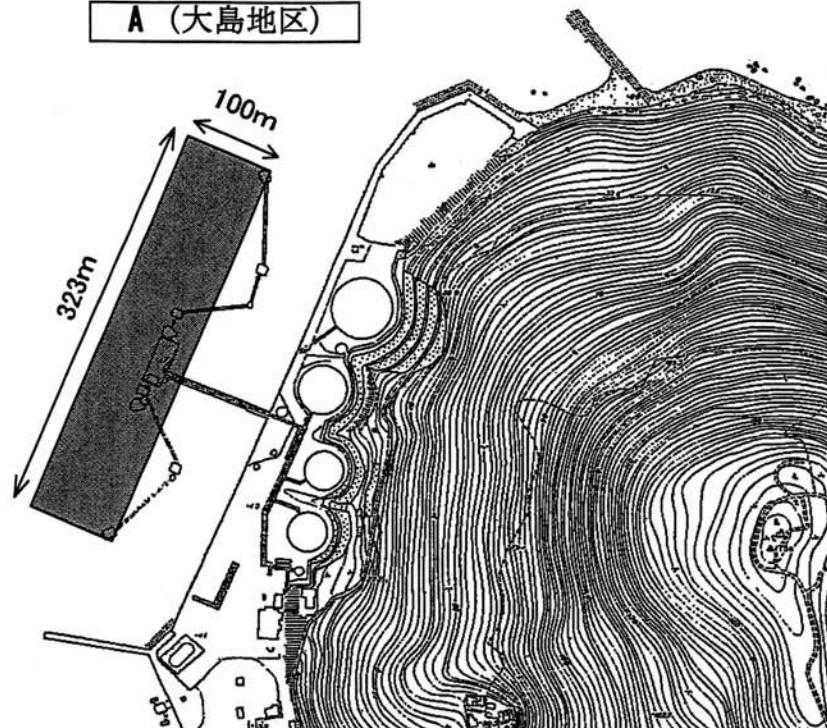
制限区域に人又は船舶が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、警告その他の措置が講じられることがある。

なお、唐津港における国際港湾施設に係る制限区域の設定（平成十六年佐賀県告示第四百六十七号）は、廃止する。

### ●佐賀県告示第四百十四号

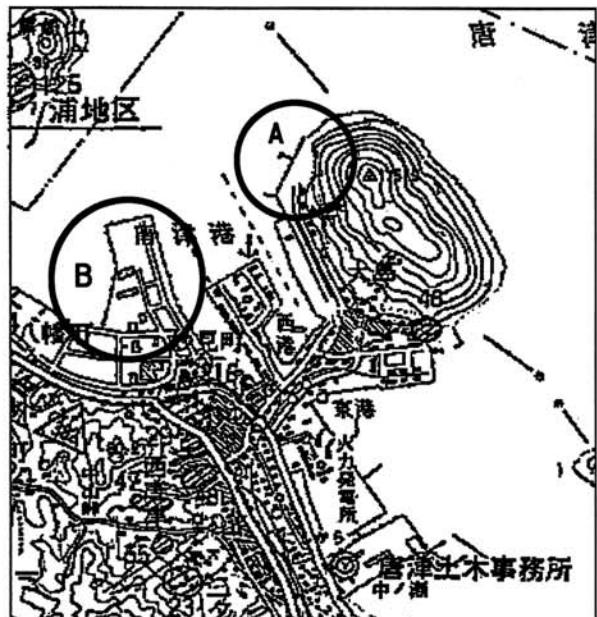
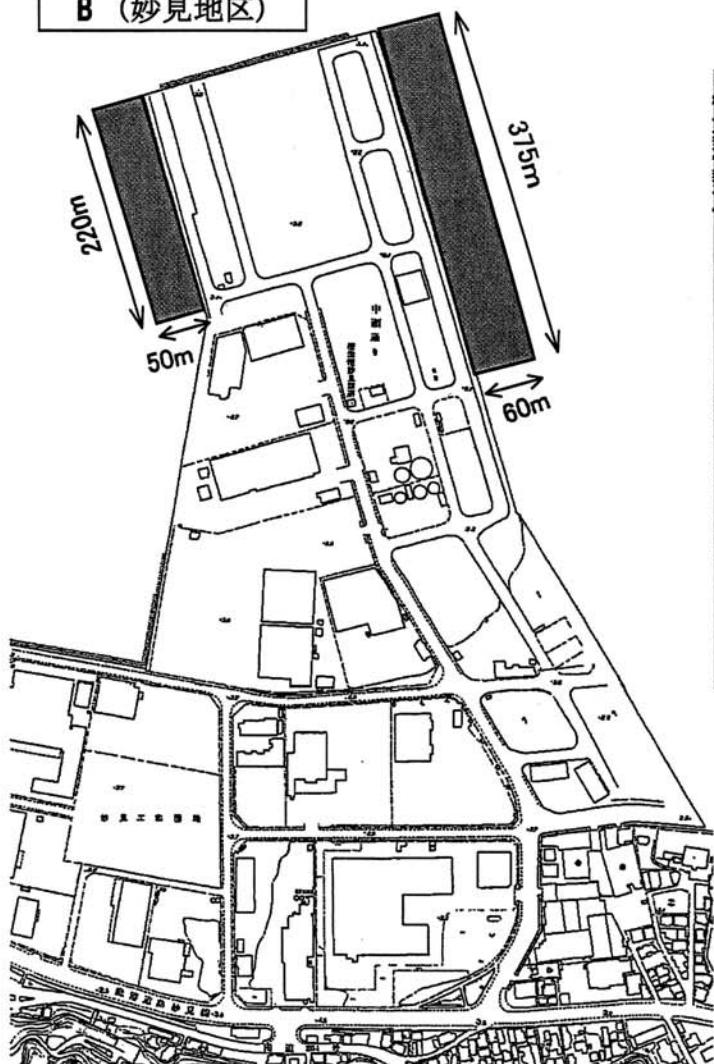
別図（唐津港）

A (大島地区)



※ただし、LPG1号ドルフィン岸壁の部分は別途液化ガスターミナル株式会社により制限される。

B (妙見地区)



位置図

|      |
|------|
| 凡例   |
| 制限区域 |

## ○ 公 叫

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県農林水産商工本部商工課

## 1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐賀県鹿島市大字森字水町80番地 外  
メガセンタートライアル鹿島店

## (2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

株式会社トライアルカンパニー 午前10時から午後9時まで

(変更後)

株式会社トライアルカンパニー 24時間

## イ 駐車場の利用できる時間帯

(変更前)

午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後)

24時間  
ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

午前6時から午後11時まで

(変更後)

24時間

(3) 変更する年月日  
平成18年5月26日

2 届出年月日  
平成18年5月25日

3 関係書類の縦覧  
(1) 縦覧場所

平成18年6月16日から  
平成18年10月15日まで  
4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大詫問土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川 康

|     |       |                    |           |
|-----|-------|--------------------|-----------|
| 役職名 | 氏名    | 住所                 | 退任年月日     |
| 理 事 | 坂田 輝次 | 佐賀郡川副町大字早津江477番地37 | 平成18年4月1日 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中里土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成18年6月16日

|            |              |                        |                     |
|------------|--------------|------------------------|---------------------|
| 役職名<br>理 事 | 氏 名<br>池田 良一 | 住 所<br>伊万里市二里町中里甲964番地 | 就任年月日<br>平成18年3月31日 |
|------------|--------------|------------------------|---------------------|

県営土地改良事業（ほ場整備）兵庫北部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条

第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。  
なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事

に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年7月31日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川 康

#### 1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ほ場整備）兵庫北部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成18年6月19日から平成18年7月14日まで

#### 3 縦覧の場所

唐津市役所

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成18年7月31日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川 康

#### 1 縦覧に供する書類

唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）本門地区の土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成18年6月19日から平成18年7月14日まで

#### 3 縦覧の場所

唐津市役所

平成16年3月25日県営土地改良事業（土地改良総合整備 用排水施設整備）半田地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川 康

#### 3 縦覧の場所

佐賀市役所

平成16年2月10日県営土地改良事業（土地改良総合整備 農道整備）半田地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川 康

唐津市長 坂井 俊之から協議のあつた唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）本門地区的施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成17年2月28日県営土地改良事業（ため池等整備）長倉地区の工事が完了

平成18年6月16日(金)

報公県賀佐

したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川康

平成12年1月25日県営土地改良事業（中山間地域総合整備）岸岳地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川康

| 指定番号 | 指定位置          | 指定年月日     | 幅員<br>(メートル)   | 延長<br>(メートル)     |
|------|---------------|-----------|----------------|------------------|
| 7    | 唐津市原字上ノ浦120番3 | 平成18年6月5日 | 4.10<br>(4.00) | 25.82<br>(25.52) |

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

鷹島肥前線道路改良（地方道）（離島）事業について、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札を行いますので、入札参加資格確認申請書の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川康

## 1 工事の概要

- (1) 工事名 鷹島肥前線道路改良（地方道）（離島）工事
- (2) 工事場所 佐賀県唐津市肥前町星賀地先
- (3) 工事内容 橋梁上部工（鷹島肥前大橋（仮称））

5径間連続鋼箱桁複合斜張橋主桁製作

製作長 L=342.0メートル

幅員 W=6.0 (9.75) メートル  
製作鋼重 約1,600トン 主桁運搬 12キロメートル

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年6月16日

佐賀県知事 古川康

- (1) 共同企業体の構成員の資格要件

| 指定番号 | 指定位置          | 指定年月日     | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|------|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 8    | 唐津市原字笠原1412番4 | 平成18年6月5日 | 6.00         | 9.16         |

ア　すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

(ロ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、鋼構造物工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ハ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により、鋼構造物工事Aの決定を受けていること。

(ニ) 鋼構造物工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(ホ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から落札決定日までの間に受けていないこと。

(ヘ) 入札参加資格確認申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(エ) 九州管内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(オ) 鋼構造物工事について営業年数が3年以上であること。

イ　共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 構成員のうちで出資比率が最大のものであること。

(オ) 平成16年12月1日から平成17年11月30日までの間に基準日がある経営事項審査において鋼構造物工事の総合評点が1,200点以上であること。

(エ) 支間長100m以上の鋼道路斜張橋(2車線以上)の製作工事を公共

工事の元請けとして竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

なお、公共工事とは、契約の相手方が国、県、市町村、公社又は公団である建設工事をいう。

(エ) 公共工事の元請け(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)として、鋼道路斜張橋(2車線以上)の製作工事を監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有する者を、当該工事の監理技術者に専任で配置できるものであること。

(オ) 平成16年12月1日から平成18年11月30日までの間に基準日がある経営事項審査において鋼構造物工事の総合評点が1,000点以上あること。

(イ) 支間長30m以上の鋼道路橋(2車線以上)の製作工事について、平成8年度以降に公共工事の元請けとして竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

(ア) 構成員の数  
2社又は3社とする。

(シ) 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

(4) 存続期間  
ア 県工事の相手方となつた者

当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで  
イ 県工事の相手方とならなかつた者  
当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3 入札参加資格確認申請書、受付期間等

- ア 受付期間 平成18年6月22日(木)から平成18年6月30日(金)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで
- イ 書面による受付場所 佐賀県唐津土木事務所総務課(唐津市ニタ子二丁目1番5号)  
電話 0955-73-2862
- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 共同企業体協定書及び編成表
- (3) 同種工事の施工実績調書(構成員ごとに必要)
- (4) 施工計画書(ア 施工計画概要、イ 主要工事の施工計画(仮設計・仮共)、  
ウ 安全対策)

- (5) 配置予定技術者調書(構成員ごとに必要)
- (6) 営業所一覧表
- (7) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書(構成員ごとに必要)
- (8) 平成16年12月1日から平成17年11月30日までの間に基準日がある経営事項審査結果通知書の写し(構成員ごとに必要)
- (9) (3)及び(5)の事実を証する資料として、次に掲げるもの

ア 契約書の写し、共同企業体協定書等

(ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、前述の書類に替えて工事カルテの写しを提出すること。)

イ 工事経験を確認できる工事の仕様書、図面等の写し

#### 4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

申請書及び提出資料作成要領については、平成18年6月16日(金)から平成18年6月23日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで佐賀県唐津土木事務所総務課において配布する。また、佐賀県ホームページ(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp>)にも同期間掲載する。

(2) 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付

3の(1)の入札参加資格確認申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。

3の(2)から(9)までについては、書面にてイの受付場所に持参するものとする。

#### 5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金  
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ち

|   |   |
|---|---|
|   | <p>に電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施して落札者を定める。</p> <p>(3) 契約書の作成<br/>必要</p> <p>なお、落札決定後仮契約を締結し、佐賀県議会の議決を経た後、本契約を締結する。</p> <p>(4) 問い合わせ先</p> <p>郵便番号847-0861 唐津市ニタ子三丁目1番5号<br/>佐賀県唐津土木事務所総務課<br/>電話 0955-73-2862</p> <hr/> <p>神埼市道広滝倉谷線（広滝1号橋（仮称））地方道路交付金（代行）工事について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。</p> <p>なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。</p> <p>平成18年6月16日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 神埼市道広滝倉谷線地方道路交付金（代行）工事</p> <p>(2) 工事場所 佐賀県神埼市脊振町広滝</p> <p>(3) 工事内容 橋梁上部工（広滝1号橋（仮称））</p> <p>橋長 L=38.3メートル<br/>幅員 W=12.5メートル<br/>橋梁形式 鋼単純箱桁橋<br/>鋼重 約114トン</p>  |
| 2 | <p>(4) 予定期間 約8か月間</p> <p>入札に参加を希望するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。<br/>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、鋼構造物工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、鋼構造物工事Aの決定を受けていること。</p> <p>(4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間に受けていること。</p> <p>(5) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>(6) 鋼構造物工事について営業年数が3年以上あること。</p> <p>(7) 九州管内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。</p> <p>(8) 最大支間長30メートル以上の鋼道路橋上部工事（製作及び架設のいずれも行ったことを要する。）について、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。）を有すること。</p> <p>(9) (8)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> |
|   |   |

謹 読 紙 一 た び べ の こ (発行) 申込先 佐賀県経済支援本部総務課

|  |   |        |               |
|--|---|--------|---------------|
| (1) 公募型指名競争入札参加申請書   | 6 | 入札予定期間 | 平成18年7月       |
| (2) 上記2(8)に掲げる工事の施工実績調書及び実績を証する書類(仕様書、図面等)                 |   | 問い合わせ先 | 佐賀県神埼土木事務所総務課 |
| (3) 配置予定技術者調書及び実績を証する書類(監理技術者資格者証、検定合格証明書、竣工時工事力ルテ受領書の写し等) |   | 電話     | 0952-52-3187  |
| (4) 営業所一覧表(許可業種も記載されているもの)                                 |   |        |               |
| (5) 経営事項審査結果通知書の写し(平成16年12月1日から平成17年11月30日までの間に審査基準日があるもの) |   |        |               |

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

申請書及び提出資料作成要領については、平成18年6月16日(金)から平成18年6月23日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで佐賀県神埼土木事務所総務課において配布する。また、佐賀県ホームページ(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp>)にも同期間掲載する。

##### (2) 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付

3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。

3の(2)から(5)までについては、書面にてイの受付場所に持参するものとする。

ア 受付期間 平成18年6月22日(木)から平成18年6月30日(金)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで

イ 書面による受付場所 佐賀県神埼土木事務所総務課(神埼市神埼町鶴3542)

電話 0952-52-3187

#### 5 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。  
本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。